



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 セメダイソ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩切 浩
(コード番号 4999 東証第2部)
問い合わせ先 人事総務部長 大給 近尚
(TEL. 03-6421-7411)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月開催予定の定時株主総会に定款の一部変更について付議することを、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条および第35条の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会予定日 平成27年6月19日

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月19日

以上

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> | <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> |

以 上